

田布施町マイナンバーカード訪問型出張申請サービス要領

1. 目的

この要領は、田布施町内の企業や団体等において、町職員が訪問することによる「出張申請方式」によりマイナンバーカードの申請を受け付け、後日郵送等でマイナンバーカードを交付することで、申請及び交付手続に伴う負担を軽減し、マイナンバーカードの取得促進及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

2. 対象団体

- (1) 町内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 町内の団体等（自治会・サークル等）

3. 実施日時

平日午前10時から午後3時まで（年末年始及び3月、4月を除く）

※対象団体の事情によっては実施日時を調整します。

4. 団体要件

- (1) 「出張申請申込書」及び「申請者名簿」を実施希望日の20日前までに提出できること。
- (2) 申請者が3名以上見込まれること（事情によっては1名からでも受け付けます。）。
- (3) 高齢者施設、障がい者施設等の入所者にあつては、法定代理人等の同意を「申請・交付同意書」により得ることができること。
- (4) 無背景のパネルまたは壁等が用意でき、プライバシーに配慮した撮影スペースが準備できること。
- (5) 会場に机、椅子等の備品が手配できること。
- (6) 出張申請当日に申請者の招集、誘導ができること。

5. 出張申請対象者

- (1) 田布施町に住所を有する方
- (2) 申請者本人（申請者が15歳未満の場合は法定代理人も）が会場に来ることができる方
- (3) 初めてマイナンバーカードを作られる方
- (4) 「6. 申請時に持参する書類」に定める書類を申請時に持参することができる方
- (5) 申請から2ヶ月以内に住所や氏名を変更する予定がない方
- (6) 住民票の住所宛に郵送物が届く方（転送届をしていない方）
- (7) 申請者または法定代理人等が決めたマイナンバーカードの暗証番号を町職員が代理入力することに了承できる方

6. 申請時に持参する書類

- (1) 個人番号通知カード（原本） ※紛失された方は当日お申し出ください。
- (2) 本人確認書類（原本） 下記のうちいずれかを持参ください。
 - ・ A書類 2点
 - ・ A書類 1点 + B書類 1点
 - ・ A書類がない場合は、B書類 2点 + 個人番号通知カード（A書類がなく、通知カードを紛失されている場合は、出張申請では受付できません。）

A	官公庁発行の顔写真付きのもの
	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、 パスポート、障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
B	「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されているもの
	健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証、 診察券、母子手帳 等

※申請者が15歳未満の場合は、法定代理人の方も本人確認書類を持参ください。

- (3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付
先情報登録依頼書 ※出張申請申込受付後、町役場から送付いたします。
- (4) 住民基本台帳カード（原本）（お持ちの方のみ）
- (5) マイナンバーカード申請・交付同意書（施設等の場合のみ）

7. マイナンバーカードの受取方法

できあがったマイナンバーカードは下記のいずれかの方法で受け取ることができます。

- (1) 本人限定受取郵便または書留による郵送交付
※申請時に上記6に定める書類が確認できなかった方は、郵送交付は選択できません。
- (2) 町役場窓口への来庁による直接交付
- (3) 職員の再訪問による直接交付
※申請された方全員が再訪問による直接交付を希望される場合のみ。

8. 出張申請申込からマイナンバーカード受取までの流れ

- (1) 出張申請希望日の20日前までに「出張申請申込書」及び「申請者名簿」に必要事項を記入し、町役場町民福祉課住民係に郵送、FAXまたはメールにより提出する。
- (2) 町役場町民福祉課住民係と日程調整を行う。
- (3) 町役場から「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 兼 個人番号カード送付先情報登録依頼書」を送付する。
- (4) 出張申請当日までに上記6に定める書類を準備する。（(3)の書類に必要事項を記入しておく。）
- (5) 出張申請当日上記6に定める書類を持参し、申請を行う。
- (6) 上記7に定める方法によりマイナンバーカードを受取る。